



事業報告書

令和7(2025)事業年度

目次

1. 法人の長によるメッセージ.....	1
2. 法人の目的、業務内容.....	2
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）.....	3
4. 中長期目標.....	4
(1) 概要.....	4
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標.....	4
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等.....	5
6. 中長期計画及び年度計画.....	6
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉.....	8
(1) ガバナンスの状況.....	8
(2) 役員等の状況.....	9
(3) 職員の状況.....	9
(4) 重要な施設等の整備等の状況.....	9
(5) 純資産の状況.....	10
(6) 財源の状況.....	10
(7) 社会及び環境への配慮等の状況.....	10
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉.....	11
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策.....	12
(1) リスク管理の状況.....	12
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況.....	13
9. 業務の適正な評価の前提情報.....	14
10. 業績の成果と使用した資源との対比.....	15
(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績.....	15
(2) 自己評価.....	15
(3) 当中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況.....	15
11. 予算と決算の対比.....	16
12. 財務諸表.....	16
13. 財務状況及び運営状況の法人の長による説明情報.....	19
14. 内部統制の運用に関する情報.....	19
15. 法人の基本情報.....	20
(1) 沿革.....	20
(2) 設立に係る根拠法.....	20
(3) 主務大臣.....	20
(4) 組織図.....	21
(5) 事務所の所在地.....	21
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況.....	21
(7) 主要な財務データの経年比較.....	22
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画.....	22
16. 参考情報.....	24
(1) 要約した財務諸表の科目の説明.....	24
(2) その他公表資料等との関係の説明.....	25

1. 法人の長によるメッセージ

NEDOは、1970年代に世界を襲った二度のオイルショックをきっかけに、新たなエネルギー開発の先導役として1980年に発足しました。以来、経済産業行政の一翼を担う日本最大級の公的研究開発マネジメント機関として、「エネルギー・地球環境問題の解決」と「産業技術力の強化」という2つのミッションを掲げ、企業、大学及び公的研究機関の英知を結集して、研究開発・実証に取り組んでおります。

2023年度にスタートした5年間の第5期中長期目標期間では、「研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出」「研究開発型スタートアップの成長支援」「政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積」の3つを柱として取り組んでいます。

具体的には、「研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出」に向けて、プロジェクト・マネージャー制度によるマネジメント機能の高度化をはじめ、研究開発マネジメント機能強化に取り組んでいます。これらを通じて、研究開発成果の最大化を図るとともに、世界の状況変化に迅速に対応することで、企業等による社会実装を促進していきます。「研究開発型スタートアップの成長支援」では、イノベーションの新しい担い手であるスタートアップを発掘し、新規産業の創出につなげるため、シーズ段階から事業化まで一貫した支援を実施しています。加えて、他の公的支援機関等との相互連携等を通じて、スタートアップ・エコシステムの構築に貢献します。そして、イノベーションの芽を見出し、社会に実装させるため「政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積」に取り組んでいます。世界に先んじてイノベーションの予兆を掴み、日本の強み、優位性を生かした技術戦略の策定や政策エビデンスの提供等を通じて、産学官連携によるプロジェクトの実施につなげていきます。

また、産業技術・イノベーションの活性化やカーボンニュートラルの実現、経済安全保障の確保等の政策実現に向け、NEDOはグリーンイノベーション基金をはじめとする8つの基金事業を実施しています。このようにNEDOに対する期待と責任が一層高まる中、NEDOは持続可能な社会の実現に向けて、「日本のエネルギー・環境政策は、NEDOが支える。日本のイノベーション政策は、NEDOが牽引する」という気概を持って引き続き尽力していきます。

そして、成果の社会実装を促進する「イノベーション・アクセラレーター」として技術開発を伴走支援する能力を強化し、今後も社会課題の解決に一層貢献してまいります。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 斎藤 保

2. 法人の目的、業務内容

(1) 目的

機構は、非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的としております。(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(以下「機構法」という。)第四条)

(2) 業務内容

機構は、機構法第四条の目的を達成するため、機構法第十五条に定める以下の業務を行います。

- 一 次に掲げる技術(原子力に係るものを除く。)であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。
 - イ 非化石エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる非化石エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術
 - ロ 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術(イに掲げるものを除く。)
 - ハ 可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術(可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用するに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他の可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。)
- 二 エネルギー使用合理化のための技術
- 二 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術(原子力に係るものを除く。以下この条において「鉱工業技術」という。)に関する研究開発を行うこと(前号に掲げるものを除く。)
- 三 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。
 - 三の二 鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付(革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を加速するために外部からの投資を受けることが特に必要と認められるものに対するものに限る。)を行うこと。
- 四 第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証(その技術の普及を図ることが我が国への非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭の安定的な供給の確保のために特に必要である地域において行われる当該技術の実証に限る。)を行うこと。
- 五 第一号ハ及び二に掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。
- 六 次に掲げる情報の収集及び提供並びに指導に関する業務を行うこと。
 - イ 可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ハに掲げる技術に関する指導
 - ロ エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号二に掲げる技術に関する指導
- 七 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。
- 八 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する技術経営力の

- 強化に関する助言を行うこと。
- 八の二 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十六の規定による助言を行うこと。
- 八の三 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 非化石エネルギー法第十一条に規定する業務を行うこと。
- 十一 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第十一条に規定する業務を行うこと。
- 十二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第七条に規定する業務を行うこと。
- 十三 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第十条に規定する業務を行うこと。
- 十四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条に規定する業務を行うこと。
- 十五 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務（同条第二項の規定による指定に係るものに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。）を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

機構は、エネルギー・地球環境問題の解決及び産業技術力の強化に貢献することを大目的とし、その実現に向けて、革新的かつ多様な技術シーズの創出とそれを企業等による事業化、すなわちイノベーションに結びつける「研究開発マネジメント」等を推進する機関として位置づけられています。

その上で、現下のエネルギー・環境政策、産業技術・イノベーション政策を巡る状況・政府方針を踏まえ、第5期中長期目標期間における機構のミッションを以下のとおりとしています。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に係る政策体系

○国の政策：国家戦略等の政府方針

2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、第6次エネルギー基本計画、クリーンエネルギー戦略中間整理、統合イノベーション戦略 2022、スタートアップ育成5か年計画、GX実現に向けた基本方針、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 等

○法人固有の目的及び業務（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第4条抜粋）

非化石エネルギー・可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調し総合的に行う。

○第5期中長期目標期間（令和5年度から令和9年度）におけるNEDOのミッション

産業技術政策等の実施機関として、高度な「研究開発マネジメント」により、国の研究開発を成功に導き、その成果を企業等が速やかに事業化・社会実装に繋げるイノベーションを支援。エネルギー・地球環境問題の解決や産業技術力の強化に貢献する。

研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献

- エネルギー・環境分野、産業技術分野に関する研究開発を成功に導き、その成果の事業化や社会実装につなげるイノベーションを促す研究開発マネジメントを抜本的に強化。

研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援

- NEDOが技術と資金の結節点となり、スタートアップに即した研究開発マネジメントを支援。
- 研究開発プロジェクトを成功に導くとともに、研究開発型スタートアップ（ディープテック・スタートアップ）の経営・事業支援を行い、その飛躍的成長によるイノベーション創出を促進。

政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積

- 産学官組織との連携や先を見据えた中長期技術戦略の策定を踏まえ、グローバル支援で最新の技術動向や市場展望を把握し、NEDOの研究開発マネジメントや政策立案に貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積・活用に取り組む。

4. 中長期目標

(1) 概要

①中長期目標期間

令和5年度から始まった第5期における機構の中長期目標の期間は、5年間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）。

②中長期目標の概要

現下のエネルギー・環境政策、産業技術・イノベーション政策を巡る状況を見ると、世界的に温暖化・気候変動への対応を経済成長の制約やコストではなく成長の機会として捉え、脱炭素社会の実現に向けた研究開発や投資を加速する動きが活発化しています。我が国としても、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、その実現に向け、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（2021年6月）」、「第6次エネルギー基本計画（同10月）」、「クリーンエネルギー戦略中間整理（2022年5月）」等において、省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入に加え、新たな産業としての水素やアンモニアのサプライチェーン構築等、産業構造や社会経済の変革を進めるための方策が示されています。

また、米中対立の先鋭化や新型コロナウイルス感染症の蔓延等を契機とした不確実性や地政学的リスクの高まり、デジタル化の加速等に伴う個人の価値観や行動の多様化といった環境変化の中、産業技術・イノベーションのあり方や取り組むべき社会課題も複雑化しています。このような状況認識の下、統合イノベーション戦略2022（2022年6月）では、コロナ後の新しい社会における成長を牽引する先端技術の国際競争力強化、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すためのスタートアップを含むエコシステムの形成、さらには国家・国民の安全を経済面から確保する経済安全保障に関する取組等が示されています。

さらに「スタートアップ育成5か年計画（2022年11月）」として、2022年をスタートアップ創出元年と位置付け、人材・ネットワークの構築、資金供給の強化と出口戦略の多様化、オープンイノベーションの推進を3本柱として推進する政策の全体像が示されています。

加えて、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造から、クリーンエネルギー中心のものへ転換すること等を通じて、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素化の3つを同時に実現することを目指すグリーントランスフォーメーション（GX）の実行の流れが加速化しています。GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）の決定・公表、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号。以下「GX推進法」という。）の公布・施行、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（令和5年7月28日閣議決定）、分野別投資戦略（令和5年12月22日経済産業省公表）が決定・公表されており、今後10年程度のGXの方針が示されています。

このような中で、機構には、エネルギー・環境政策、産業技術・イノベーション政策の実施を担う重要な国立研究開発法人として、これまで組織として培ってきた知見やノウハウ、ネットワーク等を更に強化・活用し、政府と産業界との間に立って、高度な「研究開発マネジメント」により、国の研究開発を成功に導き、その成果を企業等が速やかに事業化・社会実装につなげるイノベーションの支援、ひいては、エネルギー・地球環境問題の解決や産業技術力の強化といった大目的への貢献がこれまで以上に期待されています。

※詳細は、[第5期中長期目標](#)をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

機構は、中長期目標における一定の事業等のまとまりの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名及び区分ごとの目標は以下のとおりです。

一定の事業等のまとめ	目標
研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。
研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、機構は、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、機構におけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。
政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献する。 加えて、新産業創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムを推進し、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等に繋げる。
基金事業の適切な管理・執行	機構の中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行する。

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 理念

機構は、持続可能な社会の実現に必要な技術開発の推進を通じて、イノベーションを創出します。

技術戦略の策定、プロジェクトの企画・立案を行い、プロジェクトマネジメントとして、産学官の強みを結集した体制構築や運営、評価、資金配分等を通じて技術開発を推進し、成果の社会実装を促進することで、「イノベーション・アクセラレーター」として、社会課題の解決を目指します。

【機構のミッション】

①エネルギー・地球環境問題の解決

新エネルギー及び省エネルギー技術の開発と実証試験等を積極的に展開し、新エネルギーの利用拡大と更なる省エネルギーを推進します。さらに、国内事業で得られた知見を基に、海外における技術の実証等を推進し、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献します。

②産業技術力の強化

産業技術力の強化を目指し、将来の産業において核となる技術シーズの発掘、産業競争力の基盤となる中長期的プロジェクトの実施及び実用化開発における各段階の技術開発に取り組めます。その際、産学官の英知を結集して高度なマネジメント能力を発揮することで、新技術の市場化を図ります。

(2) 運営上の方針

- ①研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上を目指します。令和8年2月には、より高い付加価値を提供していく方針として「[NEDOによるプロジェクトマネジメントの進化に向けて](#)」を取りまとめ公表しました。
- ②基金事業の適切な管理・執行を行います。
- ③機構の一般管理費及び業務経費に関して効率化を図ってまいります。
- ④組織体制の合理化を図るため、既往の政府方針等を踏まえながら実施プロジェクトの重点化を図るなどの措置を講じてまいります。また、関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、事務及び事業を見直しながら、中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組む基金業務に対処していくための体制整備を含め、機動的かつ効率的な人員配備を行います。これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行ってまいります。
- ⑤研究開発マネジメントや各部署での業務高度化・効率化に必要な専門性の向上を念頭に置き、理事長のトップマネジメントの下で、組織の根幹を支える固有職員の育成を推進してまいります。
- ⑥機構外部の専門家・有識者を活用しながら事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行ってまいります。
- ⑦内部統制に関する規程整備等を行い、着実に推進するとともに、内部統制の仕組みが有効に機能するよう更なる充実を図ってまいります。

6. 中長期計画及び年度計画

第5期中長期計画（令和5年4月～令和10年3月）に掲げる項目及びその主な内容は次のとおりです。令和7年度計画は第5期中長期計画に基づき、令和7年度において実施すべき事項を定めています。

なお、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の改正等により、計画を変更しています。

詳細につきましては、[第5期中長期計画及び年度計画](#)をご覧ください。

I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項（60%）	
1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	
(1) ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施 (2) 国際実証・国際共同研究事業の実施 (3) 特定公募型研究開発業務の実施 (4) 国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等 (5) 各事業における技術流出の防止	・ 研究開発マネジメント活動について、外部の有識者により構成される委員会において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となる。
2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	
(1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成 (2) 関係機関とのネットワーク構築 (3) 特定公募型研究開発業務の実施 (4) その他の取組	・ スタートアップに対する研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となる。
3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	
(1) 政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能 (2) イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献	・ 技術インテリジェンス活動について、外部有識者により構成される委員会において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となる。
II. 基金事業の適切な管理・執行（15%）	
—	・ 基金事業の適切な管理・執行活動について、外部有識者により構成される委員会において、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となる。
III. 業務運営の効率化に関する事項（10%）	
1. 柔軟で効率的な業務推進体制	
(1) 業務の効率化 (2) 機動的・効率的な組織・人員体制 (3) 外部能力の活用	
2. 組織の根幹を支える固有職員及びPMgr人材の育成	
3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化	
4. 積極的な広報の推進	
5. 公正な業務執行とアカウンタビリティの向上	
(1) 外部評価活用と自己改革の徹底 (2) 適切な調達の実施	
IV. 財務内容の改善に関する事項（7.5%）	
V. その他業務運営に関する重要事項（7.5%）	

※ 上記表の大項目末尾に記載の（ ）内は、各項目の評価比率を表す。

※ I. II. については右欄に各項目の定量指標を掲載。

※ IV. V. については中項目以下を省略。

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

①主務大臣

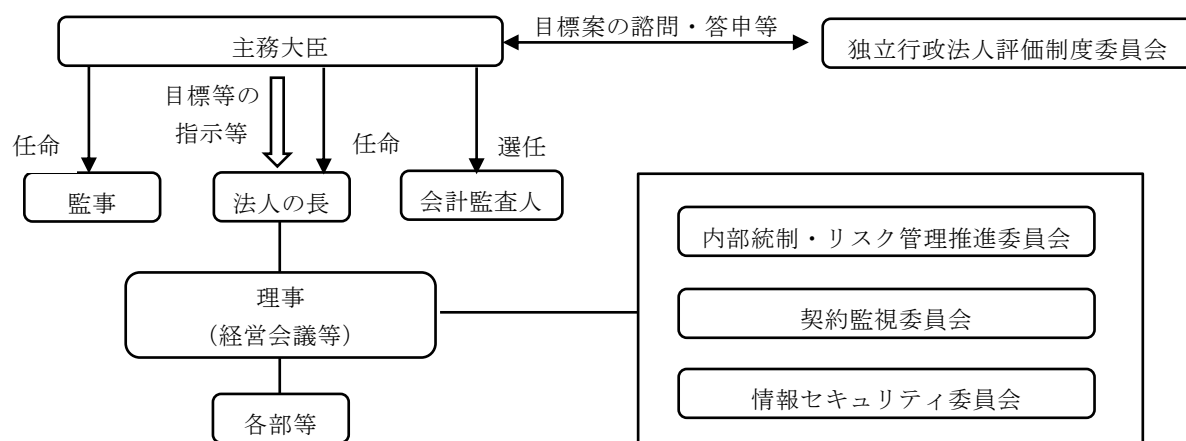
機構に係る通則法における主務大臣は経済産業大臣です。

②ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は以下のとおりです。機構は主務大臣が任命する法人の長の下、同じく主務大臣が策定した中長期目標等の指示等に基づいて業務を執行しています。また、主務大臣が任命する監事が機構の業務の監査を行います。

機構の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の推進に係る基本方針として、[「内部統制・リスク管理の推進に係る基本方針」](#)を整備するとともに、基本方針に基づく内部統制等の取組を促進するため、「内部統制・リスク管理推進行動計画」を策定しています。また、内部統制機能の有効性チェックのため、外部有識者である会計監査人による監査のほか、理事長以下役員等を委員とする「内部統制・リスク管理推進委員会」を設け、定期的なモニタリング等を実施しています。

内部統制システムの整備に関する詳細は[業務方法書](#)及び[Web サイト](#)をご覧ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴（令和 8 年 3 月 31 日現在）

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理 事 長	斎藤 保	自 R5. 4. 1 至 R10. 3. 31	組織業務運営	(株) I H I 相談役
副 理 事 長	横島 直彦	自 R5. 10. 1 至 R9. 9. 30	業務運営全般についての理事 長補佐 経営企画	中小企業庁 経営支援部長
理 事	吉岡 正嗣	自 R7. 10. 1 至 R9. 9. 30	総務、海外事務所、人事、経 理、法務、経済安全保障事業、 監査	防衛省 防衛装備庁 プロジ ェクト管理部 事業監理官 (宇宙・地上装備担当)
理 事	林 成和	自 R7. 10. 1 至 R9. 9. 30	事業統括、バイオ・材料、自 動車・蓄電池	(国研) 新エネルギー・産業 技術総合開発機構 材料・ナ ノテクノロジー部長
理 事	増田 進	自 R7. 10. 1 至 R9. 9. 30	半導体・情報インフラ、AI・ ロボット、航空・宇宙	S M B C 日興証券株式会社 顧問
理 事	吉田 剛	自 R7. 10. 1 至 R9. 9. 30	スタートアップ支援、フロン ティア、イノベーション戦略	(国研) 新エネルギー・産業 技術総合開発機構 総務部 長
理 事	松本 真太郎	自 R7. 10. 1 至 R9. 9. 30	グリーンイノベーション基金 事業、水素・アンモニア、再 生可能エネルギー、サーキュ ラーエコノミー	内閣府 政策統括官 (防災担 当) 付参事官 (防災デジタル・ 物資支援担当)
監 事	藪田 敬介	自 R5. 6. 28 至 R10. 6 月見込※	監査業務	(株) 日立製作所 監査室 室 長
監 事 (非常勤)	福嶋 路	自 R5. 6. 28 至 R10. 6 月見込※	監査業務	東北大学大学院 経済学研究 科 教授

※第 5 期中長期目標期間の最後の事業年度の財務諸表の大臣承認日まで

② 会計監査人の氏名または名称及び報酬

会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であり、当該監査法人に対する、当事業年度の機構の監査証明業務に基づく報酬の額は、29 百万円（税込）です。非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和 7 年度末において 1,601 人（前期末比 59 人増、3.8%増）であり、平均年齢は 51 歳（前期末 51 歳）となっています。当機構への出向者数は 459 人です。

そのうち、女性の管理職は全体の 28.4%を占めており、男女問わず活躍できる環境を整備しています。また、男性の育児休業取得率は 100%と、積極的な休暇取得を奨励しています。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度に完成した主要施設等 該当なし

②当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし

③当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし

(5) 純資産の状況

①資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	66,520	-	-	66,520
民間出資金	135	-	-	135
資本金合計	66,655	-	-	66,655

※金額の欄の計数は、原則として四捨五入によっているので端数において合計と一致しないものがあります。

②目的積立金の申請、取崩内容等
該当なし

(6) 財源の状況

①財源の内訳

機構の収入 640,625 百万円で、その内訳は運営費交付金 151,304 百万円(収入の 23.62%)、国庫補助金 449,743 百万円(収入の 70.20%)、業務収入 4,658 百万円(収入の 0.73%)、その他収入 34,920 百万円(収入の 5.45%) となっております。

②自己収入の明細

機構における自己収入として、業務収入及びその他収入があります。

業務収入の内訳としては、補助金等の返還や補助事業に係る財産処分収入等 4,107 百万円等があります。その他収入の内訳としては、受取利息収入 31,695 百万円、資産売却収入 3,214 百万円等があります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

機構は、世界中で関心が高まっている地球温暖化問題をはじめとした環境、エネルギー問題に対し、事業の遂行を通じ、また自らの行動においても、積極的な取組を実施しています。本取組にあたっては、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」を平成 30 年 3 月 22 日に策定、令和 7 年 9 月に改訂し、令和 22 年度までの環境負荷軽減に向けた取組を実施しています。

主たる取組としては以下のようなことに取り組んでおります。

①温室効果ガス排出

機構による令和 7 年度の温室効果ガス排出量は、198,119 kg-CO₂ (暫定値。平成 25 年度

(基準年度)比 39.1%削減) となりました。

②グリーン調達に関する取組

機構は、製品やサービスの購入に際し、できる限り環境への負荷の少ない物品等を優先して選ぶグリーン調達を進めており、またグリーン調達を推進するため、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を毎年策定し公表しています。

③省エネルギー対策

機構内におけるエネルギー使用量の抑制を図るため、執務室における照明のLED化や間引き消灯、クールビズの推進、クラウド・コンピューティングの活用等による消費電力の削減を行っています。

④省資源対策

機構内における3R (Reduce/Reuse/Recycle) を目指し、会議のペーパーレス化や電子決裁システムの導入等による紙の使用量削減等を行っています。

また、カーボンニュートラル実現に向けた重要技術を俯瞰・評価した「持続可能な社会の実現に向けた技術開発総合指針 2023 (NEDO総合指針)」を策定し、NEDO総合指針を活動基軸としてプロジェクトの企画・立案を行うことにより、世界の気候変動問題の解決、持続可能な社会の実現を目指しています。

詳細につきましては、[「持続可能な社会の実現に向けた技術開発総合指針 2023」](#)をご覧ください。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

<技術インテリジェンスの強化・蓄積>

イノベーション戦略センター(TSC)において、内外の技術情報を収集・分析し、政策立案やプロジェクト推進を支える技術インテリジェンスをタイムリーに提供・発信しています。TSCは、事業部門に対し、研究開発マネジメントや評価におけるエビデンスを提供するとともに、政府の政策立案や予算編成、民間企業によるイノベーションに資する活動を進めています。

具体的には、国内外の技術・市場・政策の動向を踏まえ、〔1〕～〔4〕を通じ、NEDOプロジェクトのライフサイクル全体※に貢献、関連する民間での取組の促進に向けて、メーカーや大学・研究機関のみならず、商社やファンド・金融機関、報道機関に対しても情報発信しています。

- 〔1〕 各分野を俯瞰した Innovation Outlook 等による政府の基本方針や戦略への提案
- 〔2〕 イノベーション戦略を通じたフロンティア領域におけるプロジェクトの企画立案
- 〔3〕 最新動向メモの提供等によるプロジェクトマネジメントへの伴走支援
- 〔4〕 オープン・クローズ戦略等の社会実装を見据えた助言

※構想、企画立案、マネジメント(運営・評価)、社会実装

<人材確保・育成>

組織の中核を担う人材を継続的に確保すべく、出身の学部・学科を問わず大学卒業者、大学院修了者(既卒者を含む)を対象に、新卒採用を行っています。また、さまざまな分野でのキャリアを活かし、機構を支える即戦力として、民間企業・官公庁等での実務経験を持つ方を対象に、キャリア採用を行っています。

機構の主要業務の1つであるプロジェクトマネジメントを担う人材の育成のため、実務を通じて多様な経験を積ませるとともに、プロジェクトマネジメント関連の研修を企画・実施しています。併せて、プロジェクト推進を支える経理・広報等、各種の実務研修を行

っています。

組織全体の業務推進力向上に向けては、職員の役割・職制に応じた階層別研修の他、管理職向けに労務管理研修やメンタルヘルスケア研修などを実施しています。さらに、職員の自己研さん、モチベーション向上、キャリア構築のため国内・海外留学制度をはじめ各種制度を実施しています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

日本最大級の公的研究開発マネジメント機関として、中長期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を実施し、機構の2つのミッションである「エネルギー・地球環境問題の解決」及び「産業技術力の強化」の達成に資するため、内部統制及びリスク管理推進の取組について体系的に強化を図っています。

<リスク管理体制の整備>

内部統制・リスク管理推進規程に基づいて内部統制・リスク管理推進委員会を設置するとともに、内部統制等総括管理者・責任者等を配置し、[「内部統制・リスク管理の推進に係る基本方針」](#)及び「内部統制およびリスク管理の推進にかかる年度行動計画」を定めて推進活動を展開しています。具体的には、リスクコントロールマトリクス（RCM）技法を利用したリスク抽出と評価を実施し、各種改善活動（注意喚起・連絡体制整備・マニュアル周知・研修実施等）を進める体制を整えています。

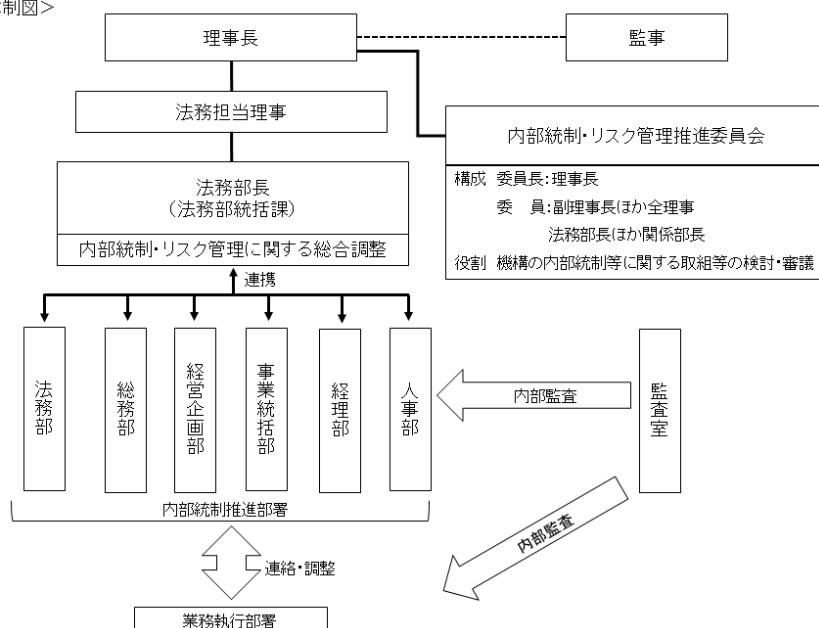
<内部通報、外部通報受付窓口の設置>

機構職員のコンプライアンス違反（不正行為、ハラスメント行為等）に係る機構内外からの通報を受け付ける窓口を設置し、自浄作用による不正等の早期発見・是正に努めています。なお、窓口は、機構内部のほか、機構の顧問弁護士を機構外通報窓口としています。

<研究開発活動の不正行為と研究資金の不正な使用の告発受付窓口の設置>

機構事業の実施者（委託先、補助先）における研究資金の不正受給や研究不正等に関する通報を受け付ける窓口を設置し、機構による検査に加え、実施者内部からの情報も活用することで、不正等の早期発見及び抑止に取り組んでいます。

<体制図>



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

①主要なリスクへの対応状況

<不正事案への対処>

公益通報等に適切に対応するとともに、職員研修の実施や、社会情勢及び過去の不正事案を踏まえた検査を通じて、機構の事業運営全体の信頼性確保に取り組んでいます。

<情報セキュリティ対策等の徹底>

情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を行い、業務の安全性、信頼性を確保することとしています。

令和 7 年 11 月から新たに提供を開始した情報基盤サービスにおいては、最新のセキュリティ対策である「ゼロ・トラスト」の仕組みを導入し、24 時間 365 日の監視体制に加え、インターネット利用時の環境分離や、顔認証と PIN を組み合わせた認証方式を採用するなど、業務の安全性・信頼性の確保に取り組んでいます。データのバックアップについても、オンラインで取得し遠隔地に蓄積する方式により安全対策を継続しています。情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO/IEC 27001 については 10 月に更新審査を受審し、令和 10 年 12 月まで認証の維持を継続しています。

また、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」が令和 6 年 7 月に一部改定されたことを受け、NEDO 情報セキュリティ規程類の改正を行うとともに、必要な実勢手順書等の改訂と新規作成を行いました。

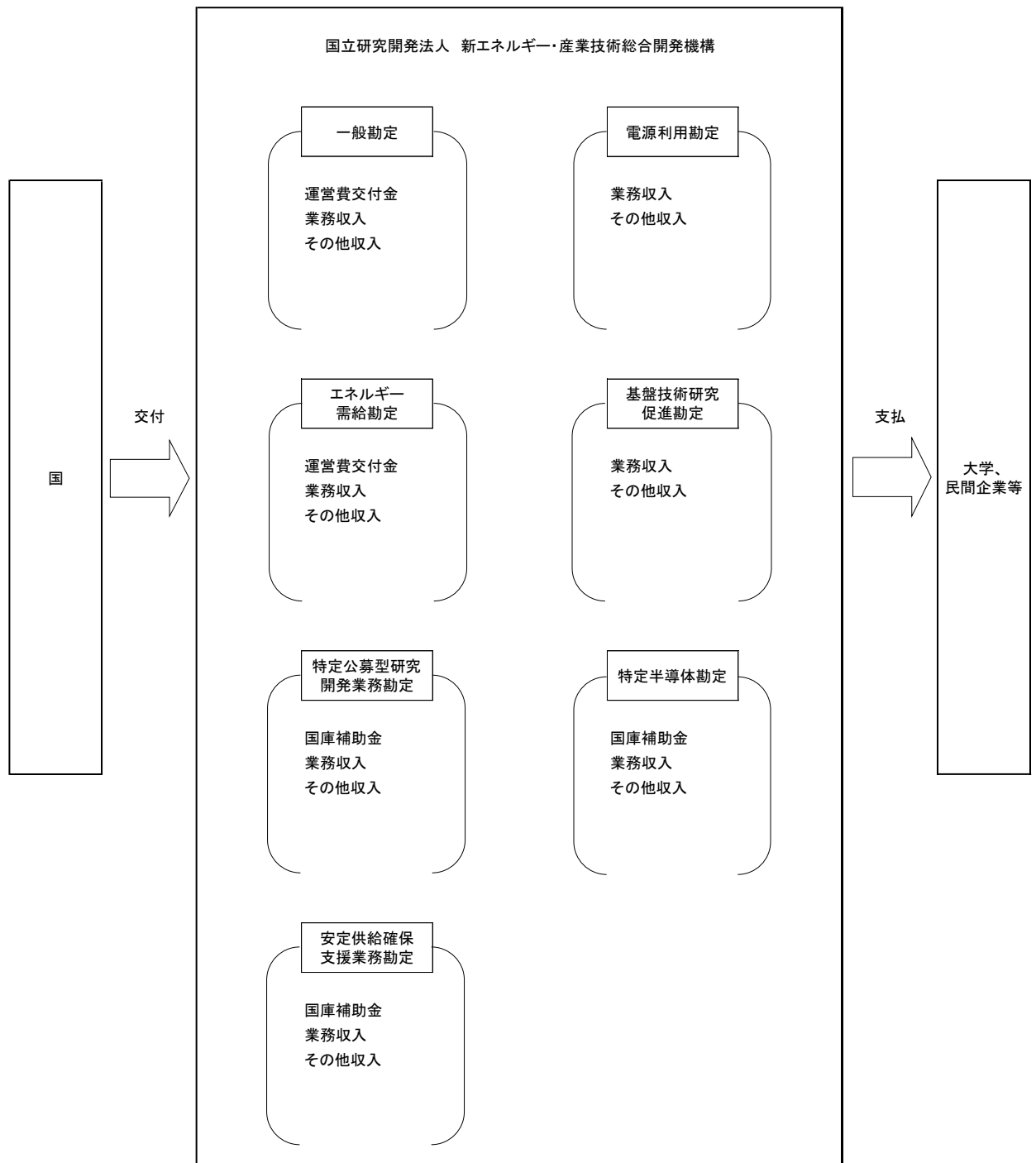
②内部統制・リスク管理推進委員会

内部統制及びリスク管理推進の取組方針を検討・審議する機関として、理事長を委員長とする内部統制・リスク管理推進委員会を設置し、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証、「内部統制・リスク管理の推進に係る基本方針」・「内部統制・リスク管理推進行動計画」の策定を着実に実施し、更なる充実・強化を図っています。

詳細につきましては、[業務実績等報告書](#)をご覧ください。

9. 業務の適正な評価の前提情報

令和7事業年度の機構の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる各勘定の経理対象と勘定相互の関係について図示します。



10. 業績の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

令和7年度は、第5期中長期目標期間の3年度目として、第5期中長期計画及び年度計画に沿って、高度な研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出、イノベーションの担い手として期待される研究開発型スタートアップの成長支援、研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積等に取り組み、本中長期目標の達成に向けて、適切な業務運営を行ってまいりました。

(2) 自己評価

令和7年度の各業務の具体的な取組結果と行政コストの関係の概要については次のとおりです。

詳細は[業務実績等報告書](#)をご覧ください。

(単位：百万円)

項目	評価(※)	行政コスト
Ⅰ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (60%)		
1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	A	1,384,797
2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	A	23,846
3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	B	9,756
Ⅱ. 基金事業の適切な管理・執行 (15%)		
	B	367,854
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項 (10%)		
	A	
Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項 (7.5%)		
	B	
Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項 (7.5%)		
	B	

(3) 当中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
評価(※)	A	B	—	—	—

(※) 評価区分

- S：「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A：「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

1 1. 予算と決算の対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入	606,645	640,625	
運営費交付金	146,447	151,304	科学技術イノベーション創造推進費に係る運営費交付金の交付を受けたため。
国庫補助金	449,743	449,743	
業務収入	63	4,658	事業者からの返還等があったため。
その他収入	10,392	34,920	受取利息収入等が予定より多かったため。
支出	3,692,192	1,806,933	
業務経費	140,697	125,884	翌年度への繰越等があったため。
国庫補助金事業費	3,526,602	1,659,840	特定半導体基金事業等に係る支出が予定より少なかったため。
一般管理費	24,893	21,209	

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

1 2. 財務諸表

(1) 貸借対照表 ([財務情報](#) | [NEDO](#))

(単位：百万円)

資 産	R8. 3. 31 現在	負 債	R8. 3. 31 現在
流動資産	6,942,247	流動負債	2,549,102
現金及び預金	6,810,510	運営費交付金債務	125,618
有価証券	100,000	預り補助金等	2,182,413
前渡金	22,703	未払金	240,379
未収金	576	その他の流動負債	693
賞与引当金見返	546	固定負債	4,553,510
その他の流動資産	7,913	長期預り補助金等	4,547,803
固定資産	175,814	退職給付引当金	3,231
有形固定資産	2,278	その他の固定負債	2,476
減価償却累計額	△372	負 債 合 計	7,102,612
無形固定資産	198	純 資 産	R8. 3. 31 現在
投資有価証券	168,400	資本金	66,655
退職給付引当金見返	3,231	資本剰余金	903
その他の固定資産	2,079	利益剰余金	△52,109
資 産 合 計	7,118,061	純 資 産 合 計	15,449
		負債・純資産合計	7,118,061

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(2) 行政コスト計算書 ([財務情報](#) | [NEDO](#))

(単位：百万円)

項 目	R7. 4. 1～R8. 3. 31
I. 損益計算書上の費用	1,807,347
II. 行政コスト	1,807,347

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(3) 損益計算書 (財務情報 | NEDO)

(単位：百万円)

経 常 費 用	R7. 4. 1～R8. 3. 31
業務費	1,786,205
給与手当	966
外部委託費	1,193,498
補助事業費	584,339
請負費	3,099
その他の業務費	4,303
一般管理費	21,083
給与手当	5,778
賃借料	1,976
請負費	6,629
その他の一般管理費	6,701
雑損	50
経常費用合計	1,807,338
経 常 収 益	R7. 4. 1～R8. 3. 31
運営費交付金収益	131,996
業務収益	8
補助金等収益	1,635,524
資産見返負債戻入	269
賞与引当金見返に係る収益	542
退職給付引当金見返に係る収益	164
財務収益	35,655
雑益	7,651
経常収益合計	1,811,809
経 常 利 益	
	4,472
臨時損失	9
臨時利益	175
当期純利益	4,637
当期総利益	4,637

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(4) 純資産変動計算書 (財務情報 | NEDO)

(単位：百万円)

項 目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	66,655	903	△56,747	10,811
当期変動額				
資本金の当期変動額	—	—	—	—
資本剰余金の当期変動額	—	—	—	—
利益剰余金の当期変動額	—	—	4,637	4,637
当期変動額合計	—	—	4,637	4,637
当期末残高	66,655	903	△52,109	15,449

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(5) キャッシュ・フロー計算書 ([財務情報](#) | [NEDO](#))

(単位：百万円)

項 目	R7. 4. 1～R8. 3. 31
I. 業務活動によるキャッシュ・フロー	△1,134,022
（支出：原材料、商品又はサービスの購入等）	△1,772,965
（収入：補助金等、運営費交付金等）	638,942
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	△494,286
（支出：定期預金の預入等）	△21,817,846
（収入：定期預金の払戻等）	21,323,560
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	—
IV. 資金に係る換算差額	31
V. 資金減少額	△1,628,277
VI. 資金期首残高	2,074,023
VII. 資金期末残高	445,747

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

1 3. 財務状況及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

①貸借対照表

令和7年度末の資産残高は、7兆1,181億円となっており、その大宗は現金及び預金などの金融資産です。また、負債残高は7兆1,026億円となっておりますが、その大宗は各業務遂行上に必要な預り補助金等又は長期預り補助金等であり将来の行政サービスに充てるものとして負債に計上しているものです。

純資産の残高は154億円であり、政府出資金665億円、民間出資金1億円、資本剰余金9億円、利益剰余金△521億円を計上しております。

②行政コスト計算書

損益計算書の経常費用等の行政コストは1兆8,073億円となっております。

③損益計算書

経常費用は1兆8,073億円、経常収益は1兆8,118億円となっております。

国庫補助金の事業費執行規模が増加したことに伴い、経常収益のうち補助金等収益が3,285億円増加しています。当期総利益は46億円となりました。

④純資産変動計算書

資本金は667億円、資本剰余金は9億円、利益剰余金は△521億円であり、純資産合計は154億円となっております。

⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、原材料、商品又はサービスの購入による支出1兆7,502億円などにより、1兆1,340億円の資金減少となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入による支出などにより4,943億円の資金減少となっております。これらにより期末残高は4,457億円となりました。

(2) 財務状態及び運営状況について

機構の業務運営は概ね順調に進捗しており、上記のとおり現在の財政状況には大きな問題はありません。但し、基盤技術研究促進事業において繰越欠損金が生じていることから、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収の徹底を図ってまいります。

1 4. 内部統制の運用に関する情報

機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又はほかの法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図ることを業務方法書に定めており、主な項目とその実施状況は次のとおりです。

<内部統制の運用（業務方法書第44条、第48条）>

内部統制及びリスク管理推進の取組方針を検討・審議する機関として、理事長を委員長とする「内部統制・リスク管理推進委員会」を設置し、令和7年度は3月に開催しています。

<監事監査・内部監査（業務方法書第52条、第53条）>

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行い、その結果について監査報告書をもって経済産業大臣及び理事長に報告します。改善を要すると認めた事項があるときは、理事長に意見を提出するものとしています。

また、監査室は、機構の業務の執行及び会計処理が適正に行われているか内部監査を行い、その結果について監査報告書を作成して理事長に提出するとともに監事に回付するものとしています。

<入札及び契約に関する事項（業務方法書第 55 条）>

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）の趣旨を踏まえ、監事と外部有識者により構成する「契約監視委員会」を設置し、令和 6 年度の契約を対象とした当委員会を令和 7 年 6 月に開催し、機構の調達等合理化計画、公益法人に対する支出の点検・見直しなどについて審議を受け、承認された後、その結果を機構の Web サイトに掲載しています。

1 5. 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 15 年 10 月	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構設立
平成 18 年 4 月	アルコール事業本部を完全民営化に向け特殊会社化に移行 （日本アルコール産業株式会社法の施行）
平成 18 年 7 月	京都メカニズム クレジット取得関連業務を追加
平成 19 年 4 月	技術経営力の強化に関する助言業務を追加
平成 24 年 9 月	石炭資源開発業務及び地熱資源開発業務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に承継
平成 25 年 4 月	石炭経過業務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に承継
平成 26 年 4 月	出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助業務を追加
平成 27 年 4 月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に改称
平成 28 年 3 月	京都メカニズムクレジット取得事業及び鉱工業承継業務終了
平成 31 年 3 月	特定公募型研究開発業務を追加
令和 4 年 3 月	特定半導体の生産施設整備等の助成業務を追加
令和 5 年 3 月	特定重要物資の安定供給確保支援業務を追加
令和 6 年 10 月	革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者への補助業務及び認定特定新需要開拓事業活動の実施に関する助言業務を追加

(2) 設立に係る根拠法

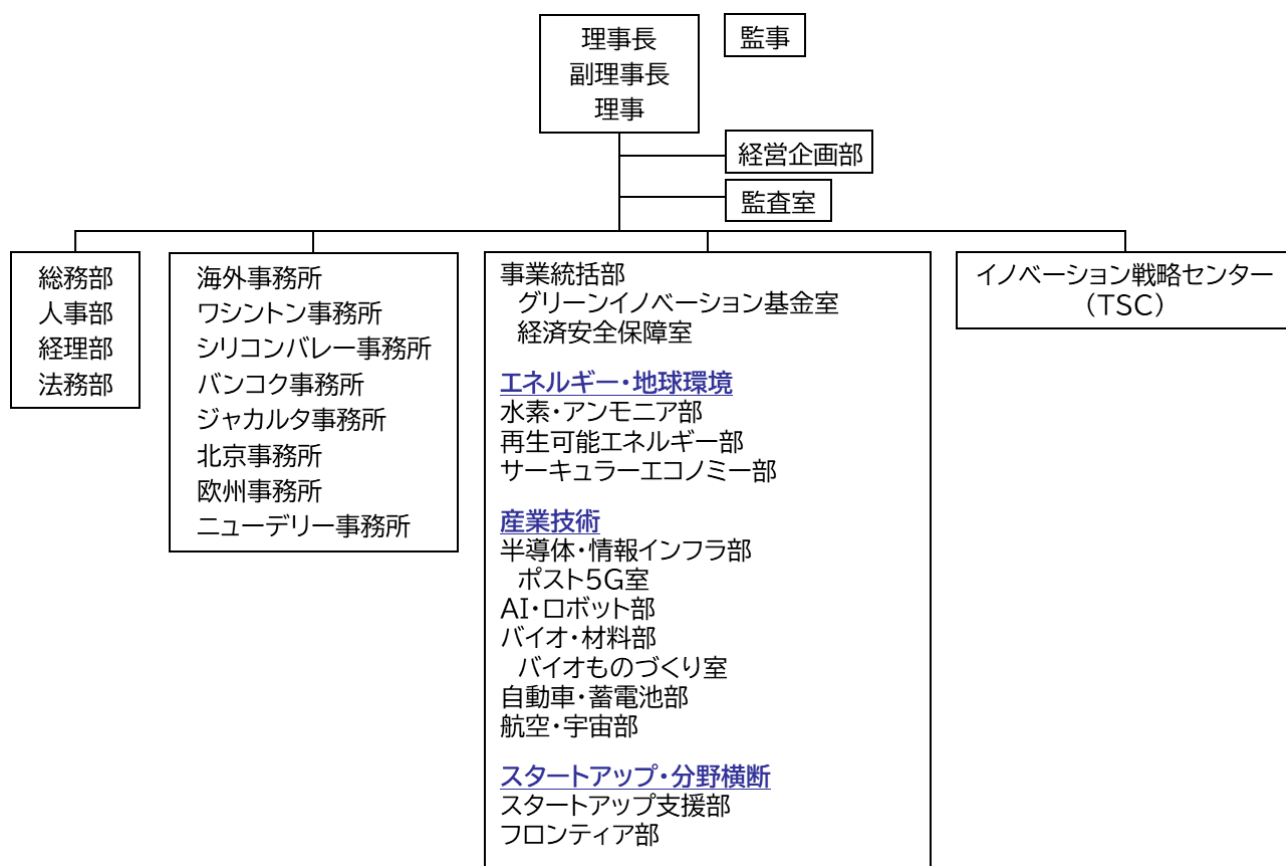
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年十二月十一日・法律第百四十五号）

(3) 主務大臣

経済産業大臣（経済産業省イノベーション・環境局総務課）

(4) 組織図

(令和8年3月31日現在)



(5) 事務所の所在地

川崎本部	〒212-8554	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー
高輪ゲートウェイオフィス	〒108-0074	東京都港区高輪 2 丁目 21 番 2 号 THE LINKPILLAR 1 (SOUTH)
霞が関オフィス	〒100-0013	東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

特定関連会社及び関連会社は該当ありません。関連公益法人等の状況は財務諸表の[附属明細書](#)をご覧ください。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資産	3,139,221	5,528,790	7,444,613	8,246,355	7,118,061
負債	3,120,665	5,470,389	7,439,603	8,235,543	7,102,612
純資産	18,556	58,401	8,011	10,811	15,449
行政コスト	224,781	405,283	871,594	1,463,125	1,807,347
経常費用	224,781	405,282	871,591	1,463,100	1,807,338
経常収益	228,893	447,440	874,035	1,465,872	1,811,809
当期総利益	4,411	42,409	2,549	2,801	4,637

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
運営費交付金	505,184	業務経費	498,957
国庫補助金	674,133	国庫補助金事業費	2,856,641
業務収入	145	一般管理費	20,669
その他収入	16,853		
合計	1,196,315	合計	3,376,266

※各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

② 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	3,376,714
経常費用	3,376,714
業務費	3,353,579
一般管理費	21,182
雑損	1,952
収益の部	3,376,730
経常収益	3,376,730
運営費交付金収益	504,815
業務収益	15
補助金等収益	2,855,647
資産見返負債戻入	172
賞与引当金見返に係る収益	754
退職給与引当金見返に係る収益	491
財務収益	12,087
雑益	2,750
純利益	16
目的積立金取崩額	0
総利益	16

※各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

③資金計画 (単位：百万円)

区分	金額
資金支出	6,929,507
業務活動による支出	3,376,128
投資活動による支出	66
翌年度への繰越金	3,553,314
資金収入	6,929,507
業務活動による収入	1,196,290
運営費交付金による収入	505,184
国庫補助金による収入	674,133
業務収入	120
その他の収入	16,853
投資活動による収入	1
前年度よりの繰越金	5,733,217

※各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※詳細は、[令和8年度計画](#)をご覧ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

①貸借対照表

現金及び預金：現金、1年以内に満期の到来する預金
有価証券：1年以内に満期の到来する譲渡性預金等
前渡金：通常の業務活動において発生した前渡金
未収金：通常の業務活動において発生した未収入金
賞与引当金見返：賞与引当金（財源措置が運営費交付金等により行われることが中長期計画で明らかにされている場合）に見合う将来の収入を引当金に対する見返として計上したもの
その他の流動資産：前払費用、未収収益 等
有形固定資産：建物、工具器具備品等長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
減価償却累計額：損益計算書に計上された減価償却費の累計額及び資本剰余金に計上された減価償却相当累計額
無形固定資産：電話加入権及びソフトウェア
投資有価証券：1年以内に満期の到来しない機構債、その他の債券
退職給付引当金見返：退職給付引当金（財源措置が運営費交付金等により行われることが中長期計画で明らかにされている場合）に見合う将来の収入を引当金に対する見返として計上したもの
その他の固定資産：敷金・保証金、長期前払費用、前払年金費用
運営費交付金債務：国からの運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
預り補助金等：補助金の概算交付に係る預り金
未払金：通常の業務活動において発生した未払金
その他の流動負債：預り金、賞与引当金、資産除去債務
長期預り補助金等：翌事業年度以降の特定の事業に充てるため特別の資金として保有することを目的として交付を受けた補助金
退職給付引当金：退職給付に係る引当金
その他の固定負債：資産見返負債、前払年金費用見返
資本金：国及び民間からの出資金
資本剰余金：資本金及び利益剰余金以外の資本
利益剰余金：業務に関連して発生した剰余金の累計額

②行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、機構の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト：機構のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、機構の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③損益計算書

業務費：業務に要した費用
一般管理費：機構の運営に必要な職員等に要する給与、賞与等の人件費及び賃借料等
雑損：国庫納付金 等

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
 業 務 収 益：海外研究者招へい事業の実施に伴い、当期の収益として認識した収益等
 補 助 金 等 収 益：国からの補助金のうち、当期の収益として認識した収益
 資産見返負債戻入：運営費交付金等を財源として償却資産を取得したときの当該資産に係る
 当期の減価償却費に見合う戻入益
 賞与引当金見返に係る収益：賞与引当金見返を計上した際に認識する収益
 退職給付引当金見返に係る収益：退職給付引当金見返を計上した際に認識する収益
 財 務 収 益：受取利息、有価証券利息
 雑 益：研究開発資産売却収入、補助金等返還収入 等
 臨 時 損 失：固定資産除売却損
 臨 時 利 益：資産見返負債戻入、貸倒引当金戻入益

④純資産変動計算書

資 本 金：国及び民間からの出資金
 資 本 剰 余 金：資本金及び利益剰余金以外の資本
 利 益 剰 余 金：業務に関連して発生した剰余金の累計額

⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
 投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
 財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当
 資 金 に 係 る 換 算 差 額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆[Web サイト](#)では、機構のご案内や事業の公募のほか、これまでの研究開発成果について情報発信をしています。



◆問い合わせ・相談窓口

【電話で質問（受付時間：平日 10 時～12 時、13 時～17 時）】

044-520-5207 をご利用ください。

【メールで質問（24 時間受付：回答までに時間をいただく場合があります。）】

所定のメールフォームにて受け付けております。資料のご請求はメールにてお願いします。

詳細は[お問い合わせ窓口一覧](#)をご確認ください。